公開見積競争公告

次のとおり公開見積競争に付します。
令和８年１１月９日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長　大島　義人

１．公開見積競争に付する事項
（１）件　　名：令和8年度福島県震災被災地とその周辺で採集された昆虫類等のソーティング・同定業務
（２）契約期間：契約締結日から令和９年３月２３日まで
（３）仕　　様：仕様書による。
（４）履行場所：仕様書による。

２．競争参加資格
（１）令和７・８・９年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」において、「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」の等級に格付けされている者であること。
（２）国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（３）国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第６条の規定に該当しない者であること。
（４）契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（５）別途留意事項にて示す契約等に当たっての注意事項を遵守し、暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
（６）次のイ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する者ではないこと。
イ　国立研究開発法人国立環境研究所の役員経験者が再就職している又は課長相当級以上の職の経験者が役員等として再就職している場合
ロ　総売上高又は事業収入に占める国立研究開発法人国立環境研究所との間の取引割合が３分の１以上である場合
（７）ハエ目相の分類同定を伴う報告を、報文又は公的機関若しくは学会が編集した書籍にて公表した経験を持つ生物分類技能検定１級部門（昆虫専門分野）登録者が業務に参画すること。
（８）平成 23 年に発生した東日本大震災後に、福島県内においてハエ目、ハチ目、コウチュウ目を含む昆虫類の分類同定を伴う調査業務を行った実績があること、あるいはその経験を有する者が業務に参画すること。
（９）40 地点程度の衝突板トラップ又はマレーズトラップから得られたハエ目、ハチ目、コウチュウ目のサンプルについて、分類同定業務を行った実績があること、あるいはその経験を有する者が業務に参画すること。

３．競争参加の方法等
別途示す「公開見積競争（特例随意契約）参加にあたっての留意事項」によるので、必ず参照すること。

４．本公開見積競争に関する質問
（１）質問書受領期限及び提出場所
令和８年１１月１２日（木）１７時００分まで
〒９６３－７７００　福島県田村郡三春町深作１０－２
国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点総務企画課契約係 及び 当研究所ＨＰ上
ＴＥＬ　０２４７－６１－６５６１　　ＦＡＸ　０２４７－６１－６５２４
（担当：山崎）
（２）提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）による。電子メールによるデータ（ワード又はエクセルで作成したもの）の送付も可とする（データ送付先:chotatsu@nies.go.jp）。なお、メールの件名を【質問の提出（令和 8 年度福島県震災被災地とその周辺で採集された昆虫類等のソーティング・

同定業務）（担当：山崎）】とすること。

５．回答書閲覧期間及び場所
令和８年１１月１７日（火）１０時００分から令和８年１１月２４日（火）１７時００分まで当研究所ＨＰ上（本ページ）において閲覧可能である。ただし、質問のない場合は掲示しない。

６．参考見積書及び競争参加に必要な書類の提出
（１）提出書類
①参考見積書
②２．（１）の競争参加資格を有することを証明する書類（全省庁統一資格の写し）
③２．（５）に示す誓約書（過去に提出していない場合）
④２．（７）、（８）、（９）に示す者であることの証明書類（該当する資格・業務実績・経験を証明できる契約書、報告書の写し又は該当する経験を示す資料）

（２）提出期限：令和８年１１月１６日（月）１７時００分まで
（３）提出場所：４．（１）に示す場所
（４）提出方法：書面の持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）によるものとする。電子メールによるデータ（PDF 形式）の送付も可とする（データ送付先:chotatsu@nies.go.jp）。なお、電子メールによる提出の場合は、自社の担当者以外の者（担当部長等の見積書提出の決裁権者等）を CC の宛先に含めるとともに、メールの件名を【参考見積書の提出（令和８年度福島県震災被災地とその周辺で採集された昆虫類等のソーティング・同定業務）（担当：山崎）】とすること。

７．本見積書の提出
（１）提出期限：令和８年１１月２４日（火）１７時００分まで
（２）提出場所：前項に同じ。
（３）提出方法：書面の持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）によるものとする。電子メールによるデータ（PDF 形式）の送付も可とする（データ送付先:chotatsu@nies.go.jp）。なお、電子メールによる提出の場合は、自社の担当者以外の者（担当部長等の見積書提出の決裁権者等）を CC の宛先に含めるとともに、メールの件名を【本見積書の提出（令和８年度福島県震災被災地とその周辺で採集された昆虫類等のソーティング・同定業務）（担当：山崎）】とすること。

８．契約相手方の決定方法
見積書の提出方法、競争参加資格、仕様等の要求要件を全て満たし、仕様書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、本見積書に記載された見積金額が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第１３条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積を行った競争参加者を契約相手方とする。

９．その他
（１）本公開見積競争及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
（２）本公告に示した競争参加資格のない者がした見積及び見積に関する条件に違反した見積書は無効とする。
（３）契約保証金　免除
（４）契約書作成の要否
要とするので、契約相手方は、契約書（案は別紙のとおり）が契約担当者等から交付された際はこれに記名押印し、速やかに契約担当者等に提出しなければならない。
（５）契約相手方の公表
本件の調達件名及び数量、契約締結日、契約金額、契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号、競争参加者の人数等が公表されることについて同意するものとする。

（別紙）

契　約　書（案）

国立研究開発法人国立環境研究所　理事長　大島　義人（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

１．件　　名　令和８年度福島県震災被災地とその周辺で採集された昆虫類等のソーティング・同定業務

２．契 約 金 額　金　円（うち消費税額及び地方消費税額円）

３．契 約 期 間　自　契約締結日　至　令和９年３月２３日

４．契約保証金　免除

５．契約履行の場所　別添仕様書のとおり

（信義誠実の原則）
第１条　甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）
第２条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

（義務の履行）
第３条　乙は、別添仕様書に基づき、頭書の金額をもって頭書の期間中に義務を完全に履行しなければならない。

（再委託等の禁止）
第４条　乙は、業務の処理を第三者（再委託等先が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書（別紙）を甲に提出し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

（監督職員）
第５条　甲は、乙の業務実施について、自己に代って監督又は指示する監督職員を選定することができる。
２　監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において業務の施行に立会い、又は必要な指示を与えることができる。

（業務の報告等）

第６条　甲は、必要と認めたときは、乙に対して業務の実施状況について報告を受け、又は説明を求める等の措置をとることができる。
２　乙は、甲が前項の報告を依頼し、又は書類の提出を求めたときはすみやかにこれに応じるものとする。

（業務内容の変更）
第７条　甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（契約の解除）
第８条　甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
一　乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
二　乙が第４条、第１７条又は第１８条の規定に違反したとき。
三　乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。
四　履行期限内に成果品の提出がなかったとき。
２　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
３　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
一　暴力的な要求行為
二　法的な責任を超えた不当な要求行為
三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
四　偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
五　その他前各号に準ずる行為
４　甲は、前三項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、既に乙に支払った契約金額の全部又は一部を乙に返還させることができる。

（再受任者等に関する契約解除）
第９条　乙は、契約後に再受任者等（再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第８条第２項及び第３項の一に

該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金）

第 10 条　次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の１００分の１０に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一　甲が第８条又は第９条第２項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。

二　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。

三　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。

四　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。

五　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

六　この契約に関し、乙が独占禁止法第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

七　この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

八　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

（報告）
第 11 条　乙は、作業終了後すみやかに甲に作業終了の報告をしなければならない。

（検査）
第 12 条　甲は、前条の報告があったときは、当該届出を受理した日から１０日以内に検査を行わなければならない。

（契約金の支払）
第 13 条　甲は、前条に定める検査に合格した後、乙から適法な請求書を受理した日から６０日以内に契約金を支払うものとする。

（損害賠償）
第 14 条　甲は、第８条又は第９条第２項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（担保責任）
第 15 条　甲は、乙が本契約履行後に提出した成果品について１年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

（延滞金）
第 16 条　乙は、第８条第４項の規定による契約金額の返還又は第１０条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条で定める法定利率で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

（守秘義務）
第 17 条　甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（個人情報の取扱い）
第 18 条　乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。
２　乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
（１）甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託等する場合における再委託等先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。
（２）甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。
３　乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
４　乙は、甲から預託を受けた個人情報について、作業終了、又は解除をした後に速やかに甲にその媒体を返還するとともに、乙が保存している当該個人情報について、復元不可能

な状態に消去し、その旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

5　乙は、預託を受けた個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託等してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託等業務の内容、再委託等先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

6　乙は、前項のただし書に基づく再委託等を行う場合において、再委託等先に対して本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。また、第７項に規定する検査について、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて甲が必要と認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する職員若しくは乙が実施する。

7　甲は、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に乙の事務所又はその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理体制、実施体制及び管理状況について検査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。

8　乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。

9　乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。

10　第１項及び第２項の規定については、作業終了、又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

（本契約に関する疑義の決定）

第 19 条　この契約書に規定がない事項及び疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲　　茨城県つくば市小野川１６－２
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長　大島　義人

乙

（別紙）

再委託等承認申請書

年　　月　　日

国立研究開発法人国立環境研究所
　理事長　大島　義人　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第４条の規定に基づき承認を求めます。

記

１　業務名：

２　契約金額：　　円（税込み）

３　再委託等を行う業務の範囲：

４　再委託等を行う業務に係る経費：　　円（税込み）

５　再委託等を必要とする理由：

６　再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所：

７　再委託等を行う相手方を選定した理由：

以上

担当者等連絡先
部署名　：
責任者名：
担当者名：
ＴＥＬ　：
E-mail　：